

○中野市議会政務活動費の交付に関する条例

平成17年4月1日条例第9号

改正

平成20年9月19日条例第24号

平成24年12月20日条例第25号

中野市議会政務活動費の交付に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、市議会の活性化及び市議会議員（以下「議員」という。）の調査研究その他の活動の充実をより一層図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項から第16項までの規定により、議員に対し、調査研究その他の活動に必要な経費の一部として政務活動費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(交付対象議員)

第2条 政務活動費の交付の対象となる議員は、各月の初日（以下「基準日」という。）に在職する議員とする。

(交付額及び交付方法)

第3条 政務活動費の交付額は、月額8,000円とし、12月分の合計額を毎年度交付する。ただし、任期が満了する年度の政務活動費の交付額は、任期が満了する日の属する月までの月数分の合計額とする。

2 前項の政務活動費の合計額を交付する時期（次項において「交付日」という。）は、第6条の規定による請求があった日から起算して15日以内とする。

3 年度の中途において、新たに議員となった者に対する政務活動費の交付額は、第1項の規定にかかわらず、議員となった日の属する月の翌月（その日が基準日であるときは、その日の属する月）以後の当該年度の月数分の合計額とする。この場合において、交付日については、前項の規定を準用する。

(交付申請)

第4条 政務活動費の交付を受けようとする議員は、毎年度、市長が別に定める日までに、議長を経由し、市長に申請しなければならない。

(交付決定)

第5条 市長は、前条の規定により、議員から政務活動費の交付の申請があったときは、直ちに交付額を決定し、当該議員へ通知するものとする。

(交付請求)

第6条 前条の規定により通知を受けた議員は、市長が別に定める日までに、政務活動費の交付の請求を市長にしなければならない。

(支出対象経費の範囲)

第7条 政務活動費は、市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させるための調査研究、研修等の活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動に要する経費に対して交付する。

2 前項に規定する経費の基準は、別表のとおりとする。

(収支報告)

第8条 政務活動費の交付を受けた議員は、その年度に交付された政務活動費に係る収入及び支出について、市長が別に定める日までに議長に報告しなければならない。

(返還)

第9条 政務活動費の交付を受けた議員は、その年度に交付された政務活動費から、当該年度に支出した政務活動費の合計額を控除した額がある場合は、これを返還しなければならない。

2 政務活動費の交付を受けた議員が、年度の中途において、辞職し、失職し、除名され、死亡し、又は議会の解散により任期が終了したときは、その日（次項において「議員でなくなった日」という。）の属する月の翌月（その日が基準日であるときは、その日の属する月）以後の当該年度の月数分の政務活動費の合計額を返還しなければならない。

3 前項の場合において、議員でなくなった日の属する月（その日が基準日であるときは、その日の属する月の前月）以前のその年度の月数分の政務活動費の合計額から、当該議員でなくなった日までに支出した政務活動費の合計額を控除した額があるときは、これを併せて返還しなければならない。

(透明性の確保)

第10条 議長は、第8条の規定により収入及び支出について報告を受けたときは、政務活動費の適正な運用を期すため、必要に応じ調査を行う等、使途の透明性の確保に努めるものとする。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の中野市議会政務調査費の交付に関する条例（平成13年中野市条例第1号）の規定に基づきなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定に基づきなされたものとみなす。

附 則（平成20年9月19日条例第24号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年12月20日条例第25号）

（施行期日）

1 この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）附則第1条ただし書に規定する規定の施行の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正前の中野市議会政務調査費の交付に関する条例の規定に基づき交付された政務調査費については、なお従前の例による。

別表（第7条関係）

政務活動費の対象となる経費の基準

経費の種類	経費の内容
調査研究費	議員が行う市の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に関する経費
研修費	議員が研修会を開催するために必要な経費、団体等が開催する研修会への参加に要する経費
広報費	議員が行う活動、市政について住民に報告するために要する経費
広聴費	議員が行う住民からの市政及び議員の活動に対する要望、意見の聴取、住民相談等に要する経費
要請・陳情活動費	議員が要請及び陳情活動を行うために必要な経費
会議費	議員が行う各種会議、団体等が開催する意見交換会等の各種会議への議員の参加に要する経費
資料作成費	議員が行う活動に必要な資料の作成に要する経費
資料購入費	議員が行う活動に必要な図書、資料等の購入に要する経費